

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則

平成3年7月5日
規則第50号

最近改正 令和3年4月1日

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則をここに公布する。

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知事の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号。以下「法」という。）第1条に規定する公益信託に係る許可及び監督について必要な事項を定めるものとする。

(公益を目的とする信託の許可)

第2条 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 設定趣意書
 - (2) 信託行為の内容を示す書類
 - (3) 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類
 - (4) 委託者（信託法（平成18年法律第108号）第2条第4項に規定する委託者をいう。以下同じ。）となるべき者及び受託者（法第2条第5項に規定する受託者をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（以下「履歴書」という。）（それらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）
 - (5) 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者の履歴書及び就任承諾書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類、就任承諾書並びに定款又は寄附行為）
 - (6) 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、当該運営委員会等の名称及び構成員の数を記載した書類並びに構成員となるべき者の履歴書及び就任承諾書
 - (7) 信託の引受けが行われる日が属する信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあっては、信託の引受け後2年間）の事業計画書及び収支予算書
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- (財産の移転の報告)

第3条 法第2条第1項の許可を受けた受託者は、遅滞なく前条第3号の財産の移転を受け、その移転を終了した後1月以内に、これを証する書類を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

(事業計画書及び収支予算書の提出)

第4条 受託者は、毎信託事務年度（信託事務年度の定めのない信託にあっては、毎年4月1日

から翌年3月31日までとする。以下同じ。)開始前に、翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を知事に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、速やかにこれを知事に届け出なければならない。

(事業状況報告書等の提出)

第5条 受託者は、毎信託事務年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 前信託事務年度の事業状況報告書

(2) 前信託事務年度の収支決算書

(3) 前信託事務年度末の財産目録

(公告)

第6条 受託者は、前条の書類を提出した後遅滞なく前信託事務年度の信託事務及び財産の状況を公告しなければならない。

(信託の変更に係る書類の提出)

第7条 受託者は、法第5条第1項の特別の事業が生じたと認めるときは、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 信託の変更案及び新旧対照表

(2) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

第8条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

(1) 信託の変更案及び新旧対照表

(2) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

(3) 信託の変更をする根拠となる信託法の規定(同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第9条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合(信託法第2条第10項に規定する信託の併合をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

(1) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(2) 信託の併合を必要とする理由を記載した書類

(3) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

(4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

(5) 信託の併合が行われる日が属する信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定

めがない信託にあっては、信託の併合後2年間)の事業計画書及び収支予算書

(6) 第2条第3号、第5号及び第6号に掲げる書類

(吸収信託分割の許可の申請)

第10条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割(信託法第2条第11項に規定する吸収信託分割をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

(1) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(2) 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類

(3) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

(4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第11条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割(信託法第2条第11項に規定する新規信託分割をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

(1) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(2) 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類

(3) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

(4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

(5) 信託新規分割が行われる日が属する信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあっては、信託新規分割後2年間)の事業計画書及び収支予算書

(6) 第2条第3号、第5号及び第6号に掲げる書類

(受託者の辞任の許可の申請)

第12条 受託者は、法第7条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

(1) 辞任しようとする理由を記載した書類

(2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務(信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。)の状況を記載した書類

(3) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(検査役の選任の請求)

第13条 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

(1) 検査役の選任を請求する理由を記載した書類

(2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の請求)

第14条 委託者又は信託管理人は、信託法第58条第4項及び法第8条の規定により受託者の解任

を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 受託者の解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
(新たな受託者の選任の請求)

第15条 利害関係人は、信託法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- (3) 新たな受託者となるべき者に係る第2条第4号に掲げる書類
(信託財産管理命令の請求)

第16条 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理命令（信託法第63条第1項に規定する信託財産管理命令をいう。以下のこの条において同じ。）を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第17条 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定による信託法第66条第4項各号に掲げる行為（以下この条において「保存行為等」という。）の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者又は信託財産法人管理人の辞任の許可の申請)

第18条 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者又は信託財産法人管理人の解任の請求)

第19条 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて知

事に申請しなければならない。

- (1) 信託財産管理者の解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、同項第1号中「信託財産管理者」とあるのは、「信託財産法人管理人」と、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と、それぞれ読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

第20条 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理命令(信託法第74条第2項に規定する信託財産法人管理命令をいう。以下この条において同じ。)を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 受託者の死亡の事実を記載した書類
- (2) 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の請求)

第21条 利害関係人は、信託法第123条第4項又は同法第258条第6項及び法第8条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 信託管理人の選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 信託管理人となるべき者に係る第2条第5号に掲げる書類

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第22条 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第23条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 信託管理人の解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の請求)

第24条 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

- (2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第5号に掲げる書類
(信託の終了の請求)

第25条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類
(受託者の氏名等の変更の届出)

第26条 受託者は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 受託者の氏名、住所又は職業（受託者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）
 - (2) 信託管理人又は運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業（信託管理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）
- 2 前項第2号の規定による届出が、新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係るものであるときは、第2条第5号又は第6号に掲げる書類を添えなければならない。
(書類及び帳簿の備付け)

第27条 受託者は、信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 信託行為及びこれに附属する書類
- (2) 公益信託に係る許可、届出等に関する書類
- (3) 委託者又はその相続人、受託者及び信託管理人の履歴書（これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）並びに運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書
- (4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 資産及び負債の状況を示す書類
- (6) 運営委員会等の議事に関する書類
(業務の監督)

第28条 知事は、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び財産の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により検査をする職員は、別記様式の身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
(公益信託終了の報告等)

第29条 受託者は、信託が終了したときは、終了後1月以内に、信託の終了事由を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以内に、次に掲げる書類を添えた報告書を知事に提出しなければならない。
- (1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
 - (2) 信託の清算終了時における財産目録
 - (3) 残余財産の処分に関する書類

(北海道公安委員会の補佐)

第30条 北海道公安委員会は、この規則の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち国家公安委員会の所管事項に係る事業を目的とする公益信託に係るものについて、知事を補佐するものとする。

(申請書等の様式)

第31条 この規則に定める申請書及び報告書の様式は、知事が別に定める。

(電子メールによる提出)

第32条 この規則の規定に基づく書類の提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

別記様式（第28条関係）

（表）

第	号
身 分 証 明 書	
所属 職 氏名	
年 月 日生	
この証明書を携帯する者は、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第4条第1項の規定により、公益信託事務の検査を行う者であることを証明します。	
年 月 日交付	
北海道知事 印	

（裏）

<u>公益信託ニ関スル法律抜粋</u>
第3条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス
第4条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託 其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得
知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則抜粋 (業務の監督)
第28条 知事は、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し報告 若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び財産の状況を検査させることができる。
2 前項の規定により検査をする職員は、別記様式の身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。